

関市指令環第 13 号

申請者住所 関市下有知5055番地1

氏名 龍 泰 寺

代表役員 宮本 覚道

令和2年7月29日付けで申請のあった納骨堂の経営許可については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定より、下記のとおり許可します。

令和2年8月7日

関市長 尾 関 健 治



記

1 納骨堂の所在地、面積及び区画数

所在地 関市下有知5055番地1

面積 21.8平方メートル

区画数 283区画

2 許可条件等

- (1) 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。その他について、申請のとおり納骨堂の造成、建築等がなされていない場合は許可を取り消すことがあります。
- (2) 吉田沖遺跡に近接していますので、事前に試掘調査等が必要となる場合があります。詳細が決まりましたら、文化財保護センターと協議してください。
- (3) 工事に伴う公害（騒音・振動・悪臭・粉塵・水質汚濁）が発生しないよう配慮願います。
- (4) 工事を完了した場合は、工事完了届書を提出してください。